



鳥取県公報

平成 29 年 1 月 27 日 (金)
第 8 8 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (59) (森林づくり推進課) 2
	河川整備計画の決定 (60) (河川課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 2
	一般競争入札の実施 (政策法務課) 5
	一般競争入札の実施 (集中業務課) 9

告 示

鳥取県告示第59号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端572の2・591の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端572の1・572の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第60号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 河川整備計画を定めた河川

浜村川水系

2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県鳥取県土整備事務所河川砂防課及び鳥取市都市整備部都市環境課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成29年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第122条第3項第4号に規定する郵便等（親展と明記したものに限る。以下同じ。）による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。）により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、入札価格に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年2月7日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年1月27日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年1月27日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。

(6) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成23年4月1日から平成29年1月26日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月27日（金）午前11時から同年2月22日（水）正午までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月27日（金）から同年2月21日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月22日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年3月8日（水）午前11時から午後5時まで、同月9日（木）から同月13日（月）までの日の午前9時から午後5時まで及び同月14日（火）の午前9時から正午まで。ただし、郵便等により入札書を提出する場合にあつては、平成29年3月8日（水）午前11時から同月13日（月）午後5時までの間に(1)の場所に提出すること（必着）により入札に参加できる。

イ 入札場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成29年3月14日（火）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

イ 開札場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年2月22日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債及び地方債並びに会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成29年2月定例会において本件業務に係る予算（以下単に「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2017 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) February 22, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 14, 2017 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 13, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7788

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

特殊高速印刷機 2 台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年4月14日から平成34年4月30日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成34年4月については、次回更新する印刷機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

平成29年4月14日（金）午後5時

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の年間賃借料及び搬入料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約を含むものであるため、落札金額が契約金額とにならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年2月7日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年1月27日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年1月27日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達に係る借入物品を自社で所有し（平成29年1月27日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから60分以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) 本件調達に係る借入物品と同程度の機能を有すると認められる特殊高速印刷機の賃貸借に関する契約を、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部政策法務課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 借入物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部政策法務課

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月27日（金）から同年2月22日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月27日（金）から同年2月21日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同年2月22日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年3月8日（水）午前11時から同月14日（火）正午まで（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年3月14日（火）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) この入札は、次に掲げる方法により鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。この際、必ず仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 29 年 2 月 22 日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成 29 年 2 月定例会において本件業務にかかる予算（以下「予算」という。）が否決された

ときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : On-demand publishing system
- (2) February 22, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 14, 2017 noon : Time-limit for submission of tenders
(March 13, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Legal Affairs Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7028

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称
東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）
- (2) 借入物品の仕様及び数量
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成29年5月1日から平成33年4月30日まで（入札説明書に示す一部の複合機にあっては、平成29年4月3日から平成33年4月30日まで）とする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。
なお、平成33年4月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。
- (4) 納入期限
入札説明書による。
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法等
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。
なお、この契約は、賃貸借にあっては1台1月当たりの単価、保守業務にあっては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年2月6日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成29年1月27日(金)から同年3月16日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付令第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年1月27日(金)から同年3月16日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した借入物品(平成29年1月27日以降に取得するものを含む。)を自社が所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月27日(金)から同年3月1日(水)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月27日(金)から同年2月28日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同年3月1日(水)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年3月9日(木)午前11時から同月16日(木)正午(午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日(水)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年3月16日(木)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」という。)に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様(入札・見積)内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に平成29年2月15日(水)までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年3月1日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成29年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Tobu Region (Prefectural Government Building) : lease and maintenance work for the integrated multifunction copy machine(color, mid-range)

(2) March 1, 2017 noon : deadline for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 16, 2017 noon : deadline for submission of tenders

(March 15, 2017 5:00 PM : deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7497

E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp